

令和6年度 宇佐市障害者就労施設等からの物品等調達方針

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」第9条第1項に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を定める。

1 方針の適用範囲

この方針は、宇佐市の市長部局、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、消防本部（以下、各部局等とする。）全ての組織を対象とする。

2 調達する物品等及び目標

宇佐市が、障害者就労施設等から調達する物品等及び令和5年度目標は以下のとおりとする。

（1）障害者就労施設等から調達する物品等

○物品（エコバック、野菜、弁当、メモ帳、その他）

○役務（公園等の清掃、除草、印刷、その他）

（上記記載のないものであっても、調達可能な役務、物品であれば対象とする。）

（2）令和6年度の目標額

宇佐市が、令和6年度に障害者就労施設等から調達する物品等の目標額は以下のとおりとする。

○物品 242,000 円 ○役務 5,856,000 円

3 調達実績の公表

調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ、市ホームページ等を通じて公表するものとする。

4 その他物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等が供給できる物品等については、施設からの情報をもとに各部局等に情報提供を行うものとする。

5 方針に関する担当窓口

この方針に関する窓口は、福祉保健部福祉課障がい者支援係とする。